

## 入学おめでとうございます

入学を迎えられる皆さん、おめでとうございます。  
入学式は、各小学校ともに4月8日(月)です。  
皆さん元気よく入学式を迎えてください。

**新入学児は 39 人**  
 訓子府小学校 37 人  
 居武士小学校 2 人  
 ※令和 6 年 1 月末現在



## 奨学資金を貸し付け

令和 6 年度に学校に入学、または在学している方を対象に、奨学資金の貸し付けを行います。  
 ○申込み  
 3月29日(金)までに教育委員会管理課へ  
 ※貸し付けは、保護者が訓子府町在住であることが条件となります。

	学 校	貸付月額	修学年限	償還期間
高等学校	全日制	15,000 円	3 年	6 年
	定時制	15,000 円	4 年	8 年
高等専門学 校	第 1 ～ 第 3 学年	15,000 円	3 年	9 年
	第 4 ～ 第 5 学年	30,000 円	2 年	
専修学校	高等課程	15,000 円	3 年	6 年
	専門課程	30,000 円	2 年	5 年
大 学	短期大学	30,000 円	2 年	5 年
	大学	30,000 円	4 年	10 年

■問合せ 管理課 (☎ 47-2122 役場 2 階 窓口 14 番)

## わたしたちの国民年金

### こんなときには届け出が必要です

国民年金は、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の全ての方が加入しなければなりません。  
 届け出は加入するときのほか、扶養から外れるなど被保険者の種別が変わったときにも必要です。届け出をしなかった場合、将来受け取る年金額が少なくなったり、受け取れなくなる場合もありますので、忘れずに届け出をしましょう。

### ■被保険者の種別

- 第 1 号被保険者 自営業者、農業従事者、学生、フリーター、無職など
- 第 2 号被保険者 厚生年金の加入者である会社員、公務員など
- 第 3 号被保険者 第 2 号被保険者に扶養されている配偶者 (収入額が一定額を超えない方)

### ■問合せ

- ・北見年金事務所 (☎ 25-8703)
- ・町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)

保険料納付は便利な口座振替で

こんなとき	被保険者の種別	届出先
20 歳になった今まで年金制度に加入していない方で、2 週間以上過ぎても日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」などの通知が届かないとき	未加入→第 1 号	役場町民課窓口
会社員などと結婚をして、その配偶者に扶養されるようになったとき	第 1 号→第 3 号	配偶者の勤務先
会社などを退職し、自営業者や無職、学生などになったとき	第 2 号→第 1 号	役場町民課窓口
会社などを退職し、会社員である配偶者に扶養されるようになったとき	第 2 号→第 3 号	配偶者の勤務先
配偶者に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第 3 号→第 1 号	役場町民課窓口
パートなどで収入が増えて、配偶者の扶養からはずれるようになったとき		

## 5 月から銀河農園オープン 申し込みを受け付け

今年も訓子府駅北側に銀河農園をオープンします。  
 家族や近所の仲間と休日、早朝など好きな時間に野菜などを作ってみませんか。  
 また、農業交流センターには、収穫物を加工する設備も完備していますので、大豆を収穫すれば豆腐が作れます。ぜひ利用してみてください。  
 ○募集区画数 (現時点での空き区画数) 5 区画 (約 60 m<sup>2</sup>・約 18 坪)  
 ○年間使用料 1 区画につき 3,000 円  
 ○使用期間 5 月 1 日から 10 月 31 日  
 ※天候により、若干前後します。  
 ○その他 畑起こしは町で行います  
 ○申込み・問合せ 4 月 5 日(金)までに農林商工課農政係へ  
 ※先着順となっています。



■問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116 役場 2 階 窓口 13 番)

## 高齢者ハイヤー利用サービス・路線バス高齢者利用支援の利用手続き

高齢者ハイヤー利用サービスおよび路線バス高齢者利用支援事業の利用券の有効期限は、3月31日(日)までとなっています。4月以降の継続利用の手続きについて、お知らせします。(すでに利用登録している方は、2月に詳細を通知しています)

○サービス利用実績がある場合  
 ⇨申請なしで利用券を交付します

令和 5 年 4 月から 12 月までにハイヤーまたはバスの利用実績がある方については、自動更新とし、申請がなくても新年度分 (令和 6 年度) の利用券を送付します。  
 ※ 3 月下旬の送付を予定しています。  
 利用実績がない方については、送付しませんので、利用希望がある場合は町へ申請または企画財政課に電話をお願いします。

○サービス利用実績がない場合  
 ⇨電話のみでも申請を受け付けます

令和 5 年 4 月から 12 月までに利用実績がない方については、企画財政課への電話のみでも利用券を送付します。  
 ※高齢者交通利用サービスに登録済みの方のみとなります。(初回申請については、顔写真を撮影し、登録証を作成する必要があるため、窓口で申請してください)

75 歳以上の町民の方で、利用登録をしていない方についても、随時申請を受け付けていますので、企画財政課まで気軽に申請してください。

## 第 13 回まちづくり推進会議を開催

町民主体のまちづくりの実現に向けて、町民の皆さんの意見をまちづくりに反映させることを目的に実施しています「まちづくり推進会議」を開催します。どなたでも傍聴できますので、ぜひご来場ください。

- と き 3月26日(火) 19時
- と ころ 町公民館多目的ホール
- 主な内容 (予定) まちの課題について② (仮)

■問合せ 企画財政課企画係 (☎ 47-2115 役場 2 階 窓口 12 番)